

中小企業者等金融円滑化法の法定開示
(平成25年9月期)

中小企業者等金融円滑化法の法定開示

《 目 次 》

〈法定開示25年9月期〉

様式1	様式2	内容	表題	ページ
第1	基本方針	円滑化措置の実施に関する取組の方針、円滑化措置に係る体制		P1
第2	状況把握体制	措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項		P2
第3	苦情	措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項		P3
第4	改善・支援	措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項		P4
第5 (別表1)	申込結果	貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額(中小企業者)		P5
第5 (別表2)	申込結果	貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数(中小企業者)		P6
第6 (別表3)	申込結果	貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額(住宅借入者)		P7
	訂正(正誤表)	金融円滑化に関し、計数の修正をいたしました。		P8
第6 (別表4)	申込結果	貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数(住宅借入者)		P9
	訂正(正誤表)	金融円滑化に関し、計数の修正をいたしました。		P10

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

1. 円滑化措置の実施に関する取組の方針

「地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。」

以上、平成21年12月14日制定の金融円滑化に関する「基本方針」のもとに、金融円滑化に全力を傾注して取り組んでいます。

2. 円滑化措置に係る体制

- (1) 平成21年12月4日、「金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」への迅速な対応を図る目的で、理事長が担当役員を「金融円滑化管理責任者」として選任しました。

「金融円滑化管理責任者」は必要に応じて「金融円滑化推進委員会」を招集し、体制整備状況及び円滑化の対応状況を把握し検証結果の重要事項を、理事会等に報告しています。

(四半期には必ず理事会等に報告しています)

- (2) 平成21年12月25日、金融円滑化管理責任者により「営業店の金融円滑化管理責任者」を任命営業店の支店長は「営業店金融円滑化管理責任者」として、営業店における金融円滑化の適切な取組を確保する為、定期的又は必要に応じて随時、金融円滑化関連情報を収集し、当該情報を適切に管理し内容を分析、必要に応じて金融円滑化管理責任者に対して報告する体制としています。

また、金庫の金融円滑化のための基本方針、及び取組方針を営業店の全職員に周知徹底を図るため、職場内研修を実施しています。

(法施行による新体制)

- (3) 平成22年1月14日に体制整備を図るために理事会において、金融円滑化に関する「基本方針」、そして「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規程」を決議し同日制定しました。

(法施行による新体制)

- (4) 他の金融機関等との緊密な連携として、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から、貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図っています。

必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

- (5) 法の施行日前から、貸出条件の変更等の相談に対してきめ細かい真摯な対応で取組んでおり、法の施行による対応措置の違いはありません。

- (6) お客さまの事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、職員研修を行っています。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

- (1) 中小企業者等金融円滑化法への迅速な対応を図る目的と、実施状況を適切に把握するため、平成21年12月4日「金融円滑化推進委員会」を設置しました。また、同委員会において、体制整備が実効的に機能しているか検証し、検証結果の重要事項を必要に応じ、また四半期は必ず理事会、常勤理事会へ報告する体制としています。

金融円滑化推進委員会の事務局(企業支援課)は、営業店の円滑化の対応状況を把握するため、随時営業店に臨店し、借入申込受付簿と管理シートのチェックや、管理シート作成漏れの有無の確認、適切な進捗管理が行われているか確認しています。

(法施行による新体制)

- (2) 当該措置の実施状況を適切に把握するため、営業店は、相談発生時から金融円滑化担当の役席者が進捗管理するとともに、パソコンの「管理シート」に実施状況を入力、記録を保存し、毎月の集計を実施しています。また記録の統括管理は、本部の金融円滑化推進委員会の事務局(企業支援課)において、担当営業店のパソコンへの実施状況入力をタイムリーに把握し、適切な対応の指導を行う体制としています。

(法施行による新体制)

- (3) 監査部は、金融円滑化管理が適切に行われているか監査するとともに、その状況の重要事項を必要に応じ理事会に報告する体制としています。

(法施行による新体制)

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) 苦情相談を適切に行う体制として、全営業店に円滑化措置に係る貸出条件の変更等に関する苦情相談を受け付ける専門窓口を設置し、午前9時から午後5時まで、営業店の管理者がその対応を行う体制としています。

(法施行による新体制)

- (2) また、本部(コンプライアンス室)においても、お客さまからの円滑化措置に係る貸付条件の変更等に関する苦情相談を午前9時から午後5時まで受け付ける体制としています。

(法施行による新体制)

なお、法の施行以前から本部において苦情相談専門の直通電話を設置しています。

(電話番号 088-622-3263)

- (3) 営業店に対する顧客からの苦情については、事案の内容を問わず、全ての事案を発生都度、直ちに本部担当部署のコンプライアンス室へ報告し、事案によってはコンプライアンス室が営業店と連携して解決に努め、さらに再発防止策の確立を営業店と連携して行う体制としています。

また、コンプライアンス室はコンプライアンス対策委員会と連携し、全ての事案の全容を事案発生都度、常勤理事会に報告するほか、四半期毎にコンプライアンス対策委員会から理事会に、全ての事案の重要事項について報告する体制としています。

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制として、営業店において、中小企業者の貸出条件の変更等の申出の際、経営改善計画の策定支援を積極的に行っています。
- (2) 中小企業者の事業について改善の支援を図るため、当金庫顧問の外部専門家(中小企業診断士・社会保険労務士・税理士)により毎月「相談会」を実施し、経営に関する相談又は指導を専門的にアドバイスが行える体制をとっております。
- (3) お客さまへのきめ細やかな経営改善支援または事業再生の為の支援を行う体制として、営業店と本部の専門部署(企業支援課)が連携して、経営状況の継続的な把握をするとともに、取引先の経営に関する相談、経営改善・事業再生への取組みを積極的に行っています。
- (4) 経営改善計画の策定先については、本部の企業支援課が経営状況を継続的に把握するため、モニタリング先として管理するほか、役員出席により年4回開催の融資管理先協議会で進捗状況を検証し、すべての内容を全理事に報告する体制としています。また、進捗状況によっては、営業店を通じて企業に経営指導を行っています。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表 1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業である場合]

単位(百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付の条件の変更等の申込申込を受けた貸付債権の額	1,644	6,125	12,268	13,789	16,495	19,079	23,229	26,356	29,495	32,892	36,985	40,486	44,105	47,941
うち、実行に係る貸付債権の額	189	4,372	9,589	12,425	14,618	16,812	20,821	23,351	27,505	30,625	35,216	38,347	42,120	45,101
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	431	622	1,073	1,073	1,073	1,073	1,074	1,074	1,074	1,074	1,152	1,152	1,196
うち、審査中の貸付債権の額	1,451	1,231	1,962	186	696	1,073	1,211	1,648	493	768	256	440	282	1,077
うち、取下げに係る貸付債権の額	1	87	91	101	104	120	122	281	421	424	439	546	549	566

	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付の条件の変更等の申込申込を受けた貸付債権の額	47,941	47,941
うち、実行に係る貸付債権の額	46,060	46,060
うち、謝絶に係る貸付債権の額	1,207	1,207
うち、審査中の貸付債権の額	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	673	673

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表 2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業である場合]

単位(件数)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付の条件の変更等の申込申込を受けた貸付債権の数	38	215	387	525	682	853	1,036	1,173	1,305	1,444	1,633	1,786	1,950	2,132
うち、実行に係る貸付債権の数	13	154	316	469	609	770	956	1,108	1,251	1,358	1,549	1,700	1,856	2,007
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	2	7	18	18	18	18	19	19	19	19	24	24	30
うち、審査中の貸付債権の数	24	48	52	24	40	48	43	25	9	40	37	27	34	58
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	11	12	14	15	17	19	21	26	27	28	35	36	37

	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付の条件の変更等の申込申込を受けた貸付債権の数	2,132	2,132
うち、実行に係る貸付債権の数	2,059	2,059
うち、謝絶に係る貸付債権の数	33	33
うち、審査中の貸付債権の数	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	40	40

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表 3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

単位(百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付の条件の変更等の申込申込を受けた貸付債権の額	154	593	914	1,142	1,251	1,485	1,651	1,780	1,950	2,108	2,213	2,349	2,543	2,609
うち、実行に係る貸付債権の額	0	298	621	869	975	1,149	1,385	1,495	1,644	1,754	1,864	1,963	2,125	2,239
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	82	104	124	124	128	132	132	155	155	181	207	207	207
うち、審査中の貸付債権の額	154	170	120	57	60	92	18	37	12	60	28	39	70	7
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	40	68	91	91	115	115	115	137	137	138	138	138	154

	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付の条件の変更等の申込申込を受けた貸付債権の額	2,609	2,609
うち、実行に係る貸付債権の額	2,247	2,247
うち、謝絶に係る貸付債権の額	207	207
うち、審査中の貸付債権の額	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	154	154

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表 3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

誤り箇所

誤り箇所

誤り箇所

単位(百万円)

	(誤) 平成24年 3月末	(正) 平成24年 3月末
貸付の条件の変更等の申込申込を受けた貸付債権の額	2,082	2,108
うち、実行に係る貸付債権の額	1,754	1,754
うち、謝絶に係る貸付債権の額	155	155
うち、審査中の貸付債権の額	34	60
うち、取下げに係る貸付債権の額	137	137

	(誤) 平成24年 6月末	(正) 平成24年 6月末
	2,187	2,213
	1,864	1,864
	155	181
	28	28
	138	138

	(誤) 平成24年 9月末	(正) 平成24年 9月末
	2,296	2,349
	1,963	1,963
	155	207
	39	39
	138	138

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表 4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

単位(件数)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付の条件の変更等の申込申込を受けた貸付債権の数	12	47	65	82	95	113	129	142	157	169	176	186	199	205
うち、実行に係る貸付債権の数	0	23	44	61	72	87	108	119	132	142	149	159	165	177
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	4	9	10	10	11	12	13	14	14	15	16	16	16
うち、審査中の貸付債権の数	12	17	6	4	6	7	1	2	2	4	2	1	8	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	3	6	7	7	8	8	8	9	9	10	10	10	11

	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付の条件の変更等の申込申込を受けた貸付債権の額	205	205
うち、実行に係る貸付債権の額	178	178
うち、謝絶に係る貸付債権の額	16	16
うち、審査中の貸付債権の額	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	11	11

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表 4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

誤り箇所

	(誤) 平成24年 3月末	(正) 平成24年 3月末
貸付の条件の変更等の申込申込を受けた貸付債権の数	168	169
うち、実行に係る貸付債権の数	142	142
うち、謝絶に係る貸付債権の数	14	14
うち、審査中の貸付債権の数	3	4
うち、取下げに係る貸付債権の数	9	9

誤り箇所

	(誤) 平成24年 6月末	(正) 平成24年 6月末
	175	176
	149	149
	14	15
	2	2
	10	10

誤り箇所

	(誤) 平成24年 9月末	(正) 平成24年 9月末
	184	186
	159	159
	14	16
	1	1
	10	10

単位(件数)